

9 自 第 1 1 9 号  
平成19年5月25日

奈良県知事 荒井 正吾 様

京都府知事 山田 啓二

「京奈和自動車道（大和北道路）環境影響評価準備書」に  
対する意見書について

平成18年9月19日付け都計第315号で提出のあった上記環境影響評価準備書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項で読み替えて適用される同法第20条第1項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

なお、今後の手続きに当たっては、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第35条第1項の規定により、事業者に対し同条例に定める手続きが一部適用されますので申し添えます。

担当	自然・環境保全室
電話	075-414-4715

## 1 一般的事項

- (1) 事業実施区域周辺は、土地区画整理事業により住宅開発等が急速に進み環境保全対象となる施設等が年々増加している地域である。  
事業者は、事業に着手するに当たっては、周囲の状況を再度適切に把握した上で、必要に応じて環境保全措置を追加すること。  
また、事業実施に起因する予期せぬ著しい環境影響が生じたときは、その対策を講じること。
- (2) 環境基準満足のみをもって影響が「極めて小さい」としている項目については、環境影響が実質的にないかどうかの観点からも評価を行うこと。  
また、それにより環境保全措置の検討が必要と認められた項目については、速やかに検討を行い、環境保全措置を講じるに当たっては、適宜、専門家の指導、助言を得た上で、適切な措置を講じること。  
なお、それらの結果を具体的に評価書に記載すること。
- (3) 環境保全を目的に検討される措置については、環境保全措置に位置付けて、可能な限り環境影響を回避・低減しているか判断できるよう具体的に評価書に記載すること。
- (4) 事業者は、工事の方法や環境保全等に関する最新の知見、技術開発の動向を踏まえ、環境保全を重視した最良の技術の導入に努めること。

## 2 個別事項

### (1) 大気環境について

#### ア 大気質

- (ア) 二酸化窒素による影響の評価に当たっては、地形や気象条件、近隣の発生源等の地域の特性を踏まえ、環境基準値と日平均値との比較のみでなく、日変化・季節変化を考慮するとともに、昼夜の1時間値の最大値等の短時間高濃度にも配慮すること。
- (イ) 揮発性有機化合物の排出又は飛散を抑制するため、水性塗料の使用等、橋梁等の塗装時における排出抑制措置を検討すること。

#### イ 騒音・振動

- (ア) 自動車の走行に伴う振動並びに建設機械の稼働に伴う騒音及び振動について、これまでの事例から予測の不確実性の程度が大きいと考えられるため、適切な時期に事後調査を行い事業による実影響を把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (イ) 自動車の走行及び建設機械の稼働に伴う騒音について、近接する住宅団地（木津川市州見台）及び福祉施設（同市市坂）において予測・評価を行い、必要に応じ環境保全措置を講じる等、検討結果を評価書に記載すること。  
また、適切な時期に事後調査を行い事業による実影響を把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (ウ) 自動車の走行に伴う騒音について、環境保全措置として採用された遮音壁の設置後における予測値は環境基準を満たしているが、事業の実施により騒音レベルが現況より高くなること、環境基準値と同値の地点があること、予測において反

映されていない遮音壁による反射や気象条件に起因する遠方への伝搬等といった様々な影響要因があることも考慮し、環境保全措置は複数採用する等、余裕のあるものとする。

- (エ) 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行に伴う騒音について、車両の通行に用いられる可能性のある国道24号は、木津川市内の複数の地点において既に環境基準を満たしていないことから、効率的な資材等運搬計画による工事車両の削減や走行経路の複数化等の環境保全措置を講じること。

## ウ 低周波音

道路構造物から発生する低周波音については、環境省が平成16年に公表した『低周波音問題対応の手引書』等における最新の知見を踏まえ、心身に係る影響及び物的影響の有無について、1/3オクターブバンド音圧レベル及びG特性音圧レベルといった指標も用いて予測・評価すること。

なお、低周波音の予測は不確実性の程度が大きいため、上記の指標を含めて事後調査を実施すること。

## (2) 水環境、動物・植物・生態系について

建設工事に係る工事排水及び道路供用時の路面排水（以下「道路排水等」という。）対策については、下流の鹿川並びに水干池及び五領池の生態系への影響に十分配慮し、発生源対策や両池に道路排水等を流入させない等といった措置を環境保全措置に位置付け、具体的に評価書に記載すること。

なお、評価書において上記の対策が具体化できない場合は、下流域での環境影響の有無そのものも不明確となるため、下流域の生態系への影響について事後調査を実施すること。

## (3) 動物・植物・生態系について

ア 動物・植物・生態系について、道路排水等による影響の有無も踏まえ、評価書において京都府域での環境影響の有無を具体的な根拠とともに明らかにすること。

なお、影響がある場合、あるいは明確にできない場合は環境保全措置を検討し、必要に応じ事後調査を実施すること。

イ 昆虫について、3～4月にも保全上重要な種が確認できるので、事業着手までにこの時期の追加調査を行い、必要に応じ適切な措置を講じること。

ウ 生態系に係る評価においては、地域の気環境や水環境等の質的变化による影響にも配慮すること。

## (4) 景観について

景観評価では量的なもののみではなく質的な要素も重要であることや、景観対策は事前にしか行えないことを考慮し、地域の歴史的風土への配慮や新たな景観資源の創造という視点から、構造物の形状や色彩等について、環境保全措置を積極的に検討すること。

また、生活の場からの景観に道路構造物が及ぼす影響についても検討すること。

なお、これらを可能な限り具体的に評価書に記載すること。

## (5) 廃棄物等について

建設発生土について、一時仮置き等の措置が必要となる可能性があるため、仮置き場の位置や飛散・流出防止のための管理方法を評価書に記載すること。